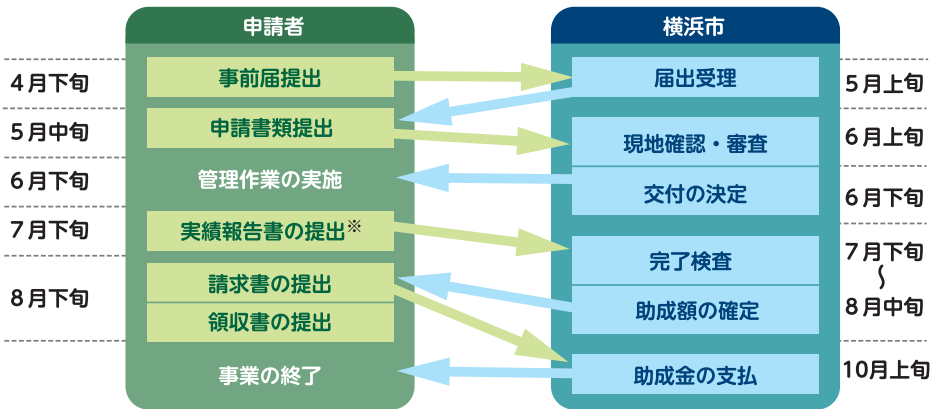




## 手続きの流れ(例)



※作業完了後、速やかにご提出ください。

指定する台風(令和3年度以降に発生)の被害復旧のために活用できる  
**助成金制度を拡充しました。**

横浜市が制度の適用を発表した台風の被害復旧に際し、申請できます。

### ■助成の要件

- ・横浜市に暴風警報が発令され、甚大な被害が発生したとき
- ・樹林地内の樹木が隣接する住宅や道路等に危険を及ぼしたとき



### ■申請について

項目	内容
①申請期限	制度の適用を発表する際に期限を指定します。
②対象作業	危険を及ぼしている樹木に対する剪定・伐採
③助成上限額	50万円



制度の適用・申請期間等詳細は、横浜市ホームページでお知らせします↑

〈お問合せ〉 横浜市環境創造局みどりアップ推進部 みどりアップ推進課

電話 045-671-2624 FAX 045-224-6627

〈受付時間〉 平日 8時45分～17時

メールアドレス ks-jurinchi@city.yokohama.jp

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10



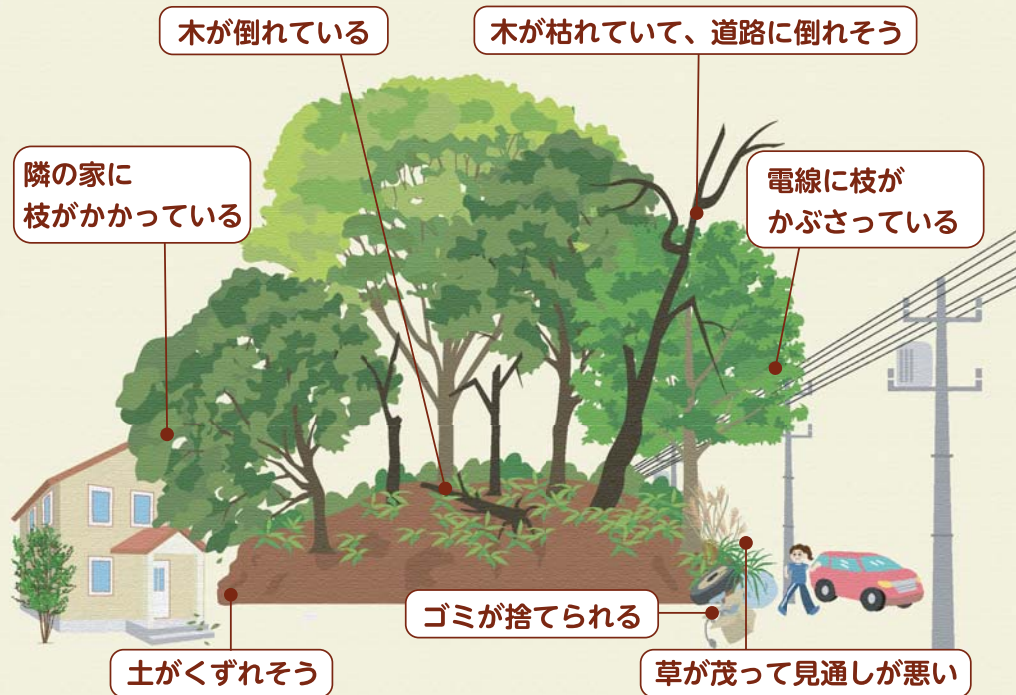
横浜みどりアップ 葉っぱ

2021年3月作成

特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区・緑地保存地区・  
源流の森保存地区・地区計画緑地保全区域に指定の樹林地対象

# 樹林地維持管理助成事業のご案内

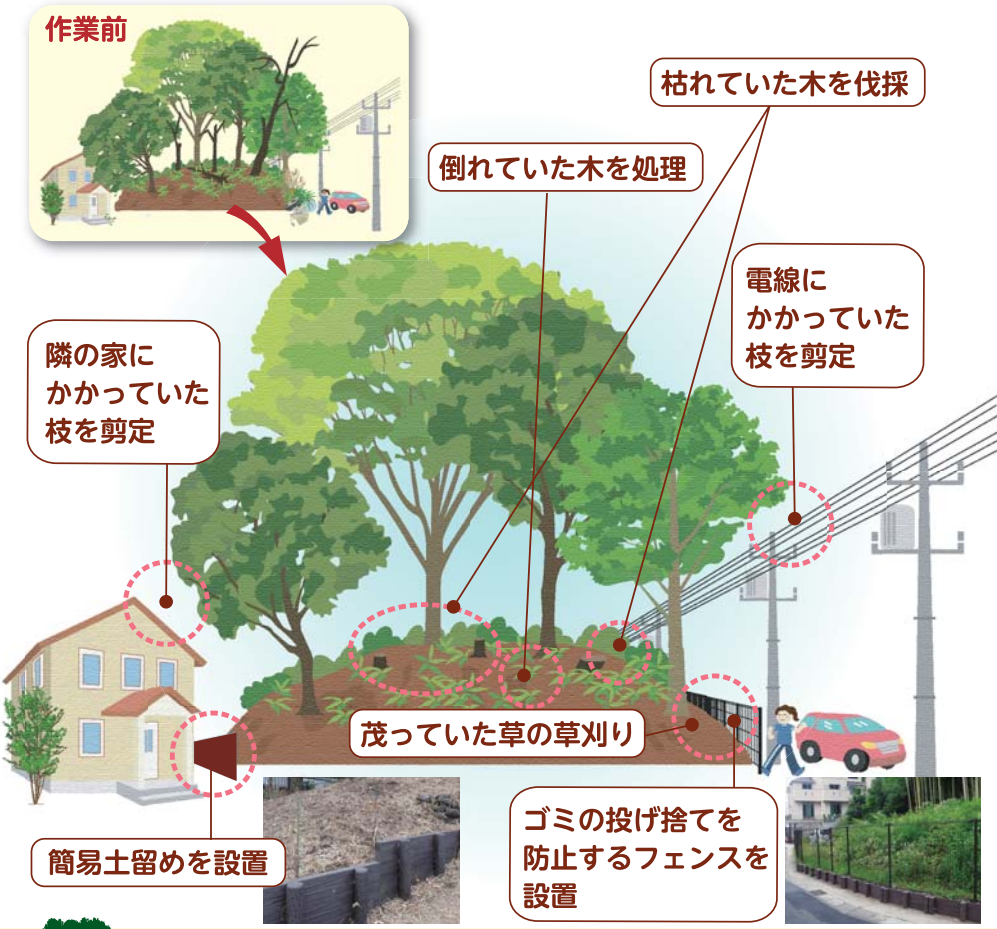
樹林地をお持ちの方へ  
こんなことでお困りではありませんか？



横浜みどりアップ計画

樹林地維持管理助成事業は、横浜みどり税を活用しています。

## 助成を受けられる作業例



## 助成の要件

●ご自身で所有されている樹林地であり、緑地保全制度(特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区・緑地保存地区・源流の森保存地区・地区計画緑地保全区域\*)に現在指定されていること。ただし、市民の森、ふれあいの樹林地に重複して指定されている樹林地は除きます。

\*横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例別表第11(い)欄で定められた緑地の保全のための制限が適用される区域

- これから予定している作業であること。
- 樹木管理と草地管理については、助成を受けた年度から3か年度を経過していること(同じ地番について適用)。

### 利用例

	令和元年	2年	3年	4年
樹木の剪定	助成制度利用	×	×	○
フェンス・土留めの設置	—	○		

- フェンス、土留めの設置については、それぞれ一回のみ助成が可能(同じ地番について適用)。
- 作業を行う事業者については、市内事業者を選んでいただくようお願いします。

### 助成対象経費

- ① 助成対象となる作業の費用
- ② ①の作業で生じた廃棄物の運搬・処分費用

★このほかに条件等があります。詳しくはお問合せください。

### 助成金額の上限

助成対象	助成率	上限金額
樹木の伐採・剪定・草刈り	50万円まで100%	合わせて200万円まで
倒木・枯れ木の撤去処分	費用については50%	
フェンス・簡易土留めの設置	50%	

### 助成金額の例 助成額は千円単位

例1：樹木の剪定・伐採 120万円の場合

助成・伐採費 120万円		
100%助成 50万円	50%助成 35万円	申請者負担額 35万円

50万円までは全額助成、50万円を超えた金額は半額助成

例2：樹木の伐採・剪定、フェンス設置の場合

助成・伐採 50万円	フェンス設置 50万円
助成・伐採助成 50万円	

フェンス設置助成 25万円 申請者負担額 25万円

樹木の剪定・伐採は、50万円までは全額助成、フェンス・土留めは半額助成

## 助成事業に関する Q&A

**Q-1** 申請手続きを作業を行う事業者に行ってもらえることは可能でしょうか。

**A** できます。土地所有者様と事業者双方の押印のある委任状をご準備いただく必要があります。

**Q-2** 自宅に隣接している別の人が所有する樹林地が荒れているので、所有者に代わって申請できますか。

**A** できません。緑地保全制度(「助成の要件」を参照)に指定されている樹林地が助成の対象であり、申請者は対象樹林地の所有者に限ります。

**Q-3** どこに作業を頼んだらよいか分からないので、紹介してもらえますか。

**A** 個別の紹介はできませんが、本市の有資格者名簿がありますのでご利用いただくか、みどりアップ推進課にお問合せください。

ヨコハマ・入札のとびら 有資格者名簿検索画面で「造園」「公園緑地管理」を検索(この名簿にない事業者でも主たる事業所を市内に持つ事業者であれば対象になります。)



**Q-4** 既に作業をしてしまいました。助成の対象となりますか。

**A** 対象となりません。ただし、伐採して指定地内に積み置いたものを運搬、処分する費用は助成の対象になることがあります。

**Q-5** 樹林地が保全制度に指定されていません。維持管理費用の助成制度を使いたいのですが、どうしたらよいですか。

**A** まずは指定が必要です。下記担当課に、お電話でご相談ください。制度を詳しくご案内させていただきます。また、制度の指定が可能かどうか、現地を確認させていただきます。土地の地番や面積について、併せてお知らせいただけると助かります。  
【ご連絡先】緑地保全推進課 電話 045-671-3534